

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業の公平かつ継続的な発展のためには、経営管理組織が適正に運営され、各構成員が正しい情報を迅速に把握、共有し、環境の変化に対応した適切な意思決定を行うとともに、情報の適時開示や監視機能の充実によって経営の健全性と透明性を維持していくことが重要であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
普濟堂株式会社	11,700,000	20.37
アクセスアジア株式会社	11,559,400	20.12
浅野利広	2,603,100	4.53
HAITONG INT SEC-CL AC-10 (PERCENTAGE)	1,789,200	3.11
原田文雄	1,470,000	2.56
平山みどり	679,700	1.18
海邦砂利採取輸入事業協同組合	597,000	1.04
株式会社SBI証券	480,200	0.84
横山信孝	455,000	0.79
矢野淳	391,900	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社及び上場会社を有していないため、特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
張力耘	他の会社の出身者											
魏虹	他の会社の出身者											
小原篤次	公認会計士											
鄭重	他の会社の出身者											
淵上敦至	公認会計士											
横田貴広	公認会計士											
藤本一郎	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
張力耘				社外取締役の張力耘氏は、会社経営を通じた企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験及び国内外における幅広いネットワークを当社の経営体制の強化に生かしていただけると判断し、社外取締役に選任しているものです。

魏虹				社外取締役の魏虹氏は、複数の不動産関連会社の経営を通じ、中国における不動産事業の豊富な経験と見識を有しております。社外取締役として、当社が関与する国内外の不動産案件に関し、幅広い可能性を挙げいただけると判断し、社外取締役に選任しているものです。
小原篤次				社外取締役の小原篤次氏は、銀行、証券など金融分野における豊富な知識と経験を有し、また、大学准教授として国際経済及び金融に関する相当程度の知見と経験を有しております。当社における、IR・資本・財務戦略、ガバナンスなど広範に有効な助言を戴くことができる人材であると判断し、社外取締役に選任しているものです。また、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定いたしました。
鄭重				社外取締役の鄭重氏は、企業の経営者をはじめ、他業種にわたる豊富な経験と、幅広い見識から、適切な助言をいただけると判断し、社外取締役に選任しているものです。
淵上敦至				社外取締役の淵上敦至氏は、公認会計士としての専門知識、豊富な経験、複数監査法人の経営管理職を歴任されたほか、他社の監査役としての豊富な経験を有しており、企業会計、監査業務に精通しておられ、その経験による指導により当社のガバナンス強化・維持に大変有益です。これらの経験及び実績を活かし公正かつ透明性の高い経営判断を期待できると判断し、社外取締役に選任しているものです。また、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがなく、当社からの独立性を有していることから独立役員に指定いたしました。
横田貴広				社外取締役の横田貴広氏は、公認会計士及び税理士としての財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役に選任しているものです。
藤本一郎				社外取締役の藤本一郎氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役に選任しているものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と会合を開催し、監査方針、監査計画の確認、会計監査の実施状況等について意見交換、情報交換を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役へのストックオプションとして、新株予約権の付与、有償新株予約権を割当しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
---------------------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

記載すべき事項はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、有価証券報告書において全取締役に対する支給総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

監査等委員である社外取締役については、常勤の監査等委員である取締役が窓口となり、各種連絡・情報提供を行うと共に、事務局である人事総務部の使用人がサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・取締役会は、8名の取締役(うち3名は監査等委員である取締役)で構成しており、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査等委員が取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施いたします。

・監査等委員会は、3名の取締役(うち3名は社外取締役)で構成しています。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論してまいります。

・内部監査は、社長直轄の「監査部」を設け、人員は3名であります。内部監査は、本社、子会社を監査対象にしております。監査に当たっては各部署の業務活動全般に関して、職務分掌、職務権限、社内諸規程やリスクマネジメント、コンプライアンス等の観点から監査を行っております。内部監査で問題点が指摘された場合には、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のための実査を実施しております。

・当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は次の通りです。なお、継続監査年数については、7年を超えないため記載を省略しています。

業務を執行した公認会計士の氏名 中村直樹、平澤優(RSM清和監査法人)
監査業務に係る補助者の構成 公認会計士2名 その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社へ移行したことにより、取締役会の監督機能を高め、経営内容の透明性、公平性、遵法性を確保した企業統治体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書、適時開示情報などを掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは透明性のある情報開示体制を推進し、ステークホルダーの立場を尊重するとともに、全てのステークホルダーに対して、適正かつ適法な経営状況を適時に開示していく方針であります。	

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システム整備に関する基本方針は次の通りです。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員が法令・定款を遵守すべき指針として行動規範を制定する。その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会に報告されるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の電磁的記録を含む文書の作成、保存および廃棄に関しては、文書管理規程を策定し、管理する。

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス規程に基づき、当社グループを取り巻くリスクを特定した上で、適切なリスク対応を図ります。当社の担当取締役を当社グループ全体のリスクに関する統括責任者として任命し、グループ全体のリスクを統括的に管理します。コンプライアンス委員会がグループ各社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、業務執行に係る重要な意志決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行います。取締役の職務執行に関する権限及び責任については、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行います。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

当社は、子会社各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。またコンプライアンス委員会による子会社の業務監査を実施いたします。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の事前の同意を得て行うとともに独立性を確保するものとします。

7. 取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、取締役および従業員が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発見をしたときは、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する体制を整備します。また、監査等委員会は、取締役会の他、重要な意志決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会などの会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制とします。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われることを確保するため財務経理部、人事総務部等の関連部門が監査等委員会の業務を補助いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた体制整備等】

当社は、平成20年11月に「行動規範」を策定し、この行動規範はあらゆる業務活動において優先されるものであると明記しており、反社会的勢力の排除に関しては「役職員は、反社会的勢力からの金銭、取引等の要求に対し、毅然とした態度で臨まなければならない」と規定し、周知徹底を図っています。また、総務部門は、平素から警察、顧問弁護士等の専門機関との連携強化に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項